

いのちを支える 貴重な資源としての豊川とよがわ

東三河と豊川

豊橋市・豊川市・新城市および設楽町にまたがる豊川は、昭和43年の豊川用水の全面通水によって東三河のほぼ全域が流域圏となりました。

この恩恵によって豊川の水が届かない地域であった渥美半島は、全国でも有数の農業地帯となりました。

また、自動車産業を始めとする、さまざまな業種の工業生産も、豊川の水によって支えられています。

このように私たちが住む東三河は、豊川の恵みとともに発展してきました。

今も続く水不足

しかし、東三河は水不足で悩んできた地域でもあります。

豊川は流域面積が小さく、川の長さも短いため、雨が降っても短時間で海に流れてしまいます。そのため、降った雨を安定的に確保するのが難しくなっています。

幸いなことに、昨年は大きな渇水はありませんでしたが、一昨年の夏には宇連ダムの貯水がほぼ底をつき(貯水率0.8%)、計55日間におよぶ節水を余儀なくされるなど、しばしば深刻な水不足に悩まされてきました。

森を守る努力

安定的に水を確保し、渇水を防ぐには、水を蓄える森林が欠かせません。

そのため豊橋市は、(公財)豊川水源基金が行う水源林保全の取り組みを支援しています。

そのひとつの「水源林保全流域協働事業」は水道料金の一部(1tにつき1円相当額)を原資とするもので、間伐に加え、広葉樹の植樹による人の手のかけりにくい森林づくり、水源林の保全を行う人材の育成などに取り組んでいます。



渇水時の宇連ダム



間伐のようす

水の恵みに感謝して

水は生命を育み、私たちの生活を豊かにしてくれる貴重な財産です。

豊川の恵みを将来にわたって受けられるよう、この限りある資源を大切に使いましょう。

■近年における豊川の節水(取水制限)の状況

実施年	実施日数
平成13年	120日
平成14年	56日
平成15年	73日
平成18年	38日
平成25年	55日
平成26年	10日

※実施年において、複数発生している場合は累計日数を示す
実施日数には節水解除日を含む

問い合わせ 政策企画課(☎51・3153)

水源地イベント

設楽町長杯健康づくり

ゴルフコンペへ

とき 10月22日(木)午前8時〜午後5時
※プレー開始時間によりスタート時間は変わります **ところ** 名倉カントリークラブ(北設楽郡設楽町大字東納庫) **内容** 受付後、順次プレーを開始します。プレー終了後は、小久保晴代さん(フリーアナウンサー)による「ゴルフで健康づくり」をテーマにした講話を行います **定員** 37組148人(申込順。1組4人まで) **参加料** 1千円(別途プレー代(昼食代含む)として、名倉カントリークラブメンバー5380円、ビジター8380円必要)
申し込み 9月30日までに名倉カントリークラブ(☎0536・65・0341)
問い合わせ 設楽町役場企画ダム対策課(☎0536・62・0514)

平成27年10月から

マイナンバー（個人番号）を

通知します

みなさんのマイナンバー（個人番号）をお知らせする「通知カード」を、平成27年10月から発送します。年金や税の申告などで使う重要な書類ですので、大切に保管してください。

マイナンバー制度全般に関すること／国コールセンター（☎0570・20・0178）、
通知カード、個人番号カードに関すること／市コールセンター（☎43・5505※10月1日から）、市民課（☎51・2265）

■通知カードは 住所地に郵送します

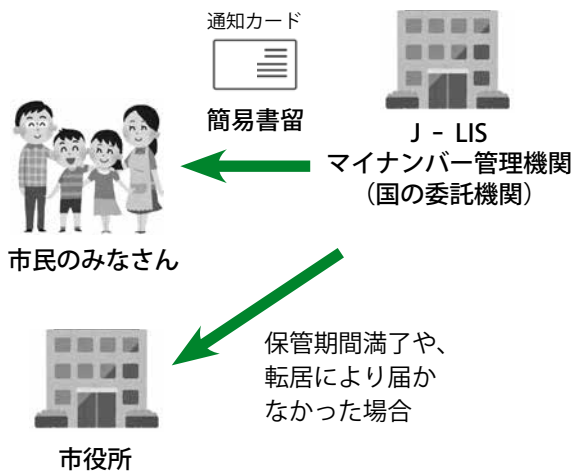
現在、お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、通知カードを受け取ることでできない可能性があります。9月末までに住所異動の手続きをお願いします（DVなどの被害者で住所異動の手続きをしていない方は事前に市民課へご相談ください）。

■住基カード、住基カード向け 電子証明書の発行を終了します

平成27年12月22日をもって、住民基本台帳カード（住基カード）の発行を終了します。住基カード向け電子証明書の発行も同日終了します。
なお、すでにご利用の住基カード、電子証明書は有効期限満了まで利用できます。

■通知カードは 簡易書留で届きます

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から転送不可の簡易書留で送付します。留守の場合は、郵便局のお知らせに従って再配達依頼をしてください（保管期間満了の場合は市役所に返戻されます）。簡易書留の本身は、世帯全員に「通知カード」「個人番号カードの申請書と返信用封筒」「マイナンバー」についての説明書類」の3種類です。



マイナンバー
広報用ロゴマーク
「マイナちゃん」

通知カード

個人番号 123456789012

氏名 ●●●●

住所 ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲

■年■月■日生 性別 ★ 豊橋市長

発行 平成●●年●●月●日

通知カード（見本）

Q 通知カードが届かない場合は？
簡易書留の受取期間に受け取りができなかった場合や、住所変更した場合は市役所に返送される場合があります。市のコールセンターにお問い合わせください。平成28年1月以降に受け取る場合は、原則再交付扱い（有料）となりますのでご注意ください。

A 通知カードを無くした場合は？
市役所市民課（西館1階）で通知カードの再交付の申請ができます（有料）。通知カードにかわり個人番号記載の住民票の写しでも手続きできる場合があります。

■マイナンバー制度に関する説明会

※時間は午後7時～8時（9月14日は午後2時～3時）

とき	ところ	定員 (先着順)
9月14日(月)	市役所東 85・86 会議室（東館8階）	200人
9月17日(木)	大清水まなび交流館「ミナクル」 （大清水町字彦坂）	93人
9月18日(金)	東部地区市民館飯村分館 （飯村南四丁目）	150人
9月25日(金)	男女共同参画センター「パルモ」 （神野ふ頭町ライフポートとよはし内）	100人
9月29日(火)	石巻地区市民館（石巻本町字市場）	100人

■マイナンバー制度に関する説明会を 開催します

平成28年1月から運用が始まるマイナンバー制度の概要をわかりやすく説明します。マイナンバー制度は何のために導入されるのか、いつ・どのように使うのか、個人情報保護は大丈夫かなど、気になるマイナンバー制度のポイントをお伝えします。

日程など 左表 参加料 無料 申し込み 不要 問い合わせ 行政課（☎51・2027）